

有機フッ素化合物に関する要望書

令和6年11月

広島県

東広島市

防 衛 大 臣 中 谷 元 様

環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎 様

農 林 水 産 大 臣 江 藤 拓 様

国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 様

総 務 大 臣 村 上 誠 一 郎 様

広 島 県 知 事 湯 崎 英 彦

東 広 島 市 長 高 垣 廣 徳

瀬野川水系の米軍川上弾薬庫（東広島市八本松町宗吉）周辺の河川及び地下水において、有機フッ素化合物の一種である PFAS のうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS 等」という。）が高濃度で検出されたことを受け、市は、市民の安心・安全な生活を担保するよう地下水濃度が暫定目標値である 50ng/L を超過した地点の世帯等を対象に上水道への接続支援を実施し、県とも連携しつつ、河川・地下水等のモニタリングの実施により、継続的な水質の監視を行っている。

これらのことから、令和 6 年 2 月 19 日及び令和 6 年 6 月 4 日には、県及び市は、国に対して、米軍が川上弾薬庫に関する情報の公表及び必要な対応をとるよう求めることなどの要望書を提出した。

令和 6 年 9 月 6 日には、防衛省を通じ、先の要望事項の一部について回答があり、平成 3 年から平成 21 年までの間、主に米軍川上弾薬庫内北東部のヘリパッド周辺において、PFOS を含む泡消火薬剤を使用した訓練等が行われていたことなどが明らかにされた。これは、これまでの調査で確認した弾薬庫北東部の敷地から流れ出る水から高濃度の PFOS 等が検出された事実と矛盾するものではなく、弾薬庫敷地内における環境調査の必要性がさらに高まったものと考えられる。

また、自治体においては、水道への切り替えなど住民の曝露防止のための取組、発生源及び影響範囲の把握のための環境調査の実施に加え、環境モニタリングの継続的な実施等、大きな財政負担が生じている。

このほか、国においては、長期的な曝露リスク防止の目標として、50ng/L を暫定的に定めているところであるが、高濃度の PFOS 等に曝された場合の健康リスクについては実態が明らかになっていないこと、農作物等への影響が明らかとなっていないこと、発生源特定調査・汚染除去等の対策が確立されていないことなどの課題がある。

住民の安心・安全のためには、一日も早い原因究明とその対策の実施、健康や生活に対する不安の解消が必要であることから、広島県及び東広島市は、国において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

要望事項

住民の安心・安全な暮らしづくりを推進するため、次の事項について、早急に対応を行うこと

- 1 米軍川上弾薬庫周辺住民の安心・安全のための取組の推進
 - ・ 川上弾薬庫に関して、泡消火薬剤の保有及び使用の履歴（時期・場所・量・漏出の有無等）についての詳細な調査と公表、水質・土壌調査の実施（特にヘリパッド周辺）と数値の公表、原因が弾薬庫内にあると考えられる場合の対応方針の公表など、必要な対応の実施及びその公表を米軍へ働き掛けること。
- 2 その他の住民の安心・安全のための取組の推進
 - ・ PFOS 等の毒性、健康影響等に関する情報の提供と検出された地域における実態調査を実施すること。
 - ・ PFOS 等の農作物等への影響評価の知見を速やかに公表し、遅滞なく対策を検討すること。
- 3 PFOS 等への対策実施に係る具体的方法の策定
 - ・ PFOS 等の発生源特定調査・汚染除去等の対策に係る具体的な方法を提示すること。
- 4 PFOS 等に係る自治体の各種取組に対する財政的支援
 - ・ 発生源特定のための広範囲の調査費や住民の井戸水から水道への切り替えに要する資金等、自治体の各種取組に対する財政措置を講じること。

参考資料

1 瀬野川水系における対応経過

日付	概要	詳細
R2. 5. 28	国が PFOS 及び PFOA を要監視項目に追加（通知）	指針値（暫定）50ng/L
R3 年度	県、広島市、福山市が河川での調査を開始（呉市は R4 ～）	日浦橋 22ng/L（県）
R4 年度	広島市が調査地点に瀬野川の一貫田を加えて実施	36ng/L
R5. 11. 20	広島市・東広島市が瀬野川水系の調査を実施（採水）	全 9 地点
R5. 12. 12	両市の調査結果により暫定指針値超過が判明	則重橋 140 ng/L（東広島市） 石仏橋 53ng/L（広島市）
R5. 12. 14	両市が公表	
R5. 12. 25	広島市が河川・地下水の追加調査（採水）を実施	地下水 5 地点、河川水 2 地点
R5. 12. 27 ～	東広島市が河川上流の追加調査（採水）を開始	全 11 地点
R6. 1. 12 ～1. 30	東広島市が地下水の調査（採水）を開始	全 58 地点
R6. 1. 18	広島市が河川・地下水の追加調査（R5. 12. 25）の結果を公表	石仏橋 72 ng/L（河川水） 地下水超過なし（37～4. 4ng/L）
R6. 1. 25	東広島市の追加調査（R5. 12. 27）の結果が判明	11 地点のうち則重橋を含む 3 地点で超過 最大 4,000 ng/L
R6. 1. 26	東広島市が公表（第 2 報）	
R6. 2. 5	東広島市の地下水調査（R6. 1. 12 から 1. 16）22 地点の結果が判明	22 地点中、3 地点超過 4,100～80ng/L
R6. 2. 6	東広島市が公表（第 3 報）	
R6. 2. 7 R6. 2. 8	東広島市が中国四国防衛局に要望書を提出	
R6. 2. 15	東広島市の地下水調査（R6. 1. 18 から 1. 23）21 地点の結果が判明	超過地点なし
R6. 2. 16	東広島市が公表（第 4 報）	
R6. 2. 19	県・東広島市が連名で国に要望書を提出	防衛・環境・厚労・農水の 4 省
R6. 2. 20	知事が防衛大臣と電話会談	
R6. 2. 21	東広島市の地下水調査（R6. 1. 25 から 1. 30）14 地点の結果が判明	12 地点で超過 15,000～110 ng/L
R6. 2. 22	東広島市が公表（第 5 報）	
R6. 2. 27	中国四国防衛局が東広島市及び県を訪問 泡消火薬剤の保有状況等について一部回答	
R6. 2. 28 ～3. 1	東広島市が黒瀬川水系を含む河川・地下水調査（採水）を実施	

日付	概要	詳細
R6. 2. 28	東広島市の河川・地下水追加調査（R6. 2. 2 から 2. 9）河川 8 地点、地下水（瀬野川水系内 1、黒瀬川水系内 2）の結果が判明	河川 8 地点中 6 地点で超過 地下水 3 地点は超過なし
R6. 2. 29	東広島市が公表（第 6 報）	
R6. 3. 6	東広島市長定例記者会見（第 7 報）	
R6. 3. 12	東広島市の河川・地下水調査（R6. 2. 21 から 3. 1）の結果が判明	瀬野川水系の河川 2 地点で超過 黒瀬川水系河川・地下水超過なし
R6. 3. 13	東広島市が環境調査検討委員会を開催	
R6. 3. 14	東広島市が市長コメントを付して公表（第 8 報）	
R6. 3. 14	東広島市が中国四国防衛局に再度の要望書を提出	
R6. 4. 16	東広島市が令和 6 年度第 1 回環境調査検討委員会を開催	
R6. 5. 8	東広島市が河川での継続調査の方針を公表	5 地点を 2 か月ごとに測定
R6. 5. 22	東広島市が河川モニタリング（R6. 第 1 回）結果を公表	R6. 4. 26 採水
R6. 6. 4	県・東広島市が連名で国に 2 度目の要望書を提出	防衛・環境・国交・農水の 4 省
R6. 6. 7	東広島市の地下水追加調査（R6. 5. 14）の結果が判明	活性炭濾過水、外 1 事業場
R6. 6. 26	東広島市が健康影響評価検討委員会を開催	
R6. 7. 16	東広島市が河川モニタリング（R6. 第 2 回）結果を公表	R6. 6. 21 採水
R6. 7. 30	東広島市の地下水追加調査（R6. 7. 3）の結果が判明	瀬野川沿いの 7 事業所（8 地点）
R6. 9. 6	防衛省（中国四国防衛局）から一部回答	泡消火薬剤の使用履歴について
R6. 9. 12	東広島市が河川モニタリング（R6. 第 3 回）結果を公表	R6. 8. 23 採水
R6. 9. 24	東広島市が地下水モニタリング（R6. 第 1 回）結果を公表	R6. 8. 27 採水
R6. 9. 30	東広島市が中国四国防衛局に要望書を提出	
R6. 10. 24	東広島市が令和 6 年度第 2 回環境調査検討委員会を開催	
R6. 11. 13	東広島市が令和 6 年度第 2 回健康影響評価検討委員会を開催	
R6. 11. 14	東広島市が河川モニタリング（R6. 第 4 回）結果を公表	R6. 10. 25 採水

2 調査の概要

(1) 発生源及び影響範囲の把握のための環境調査（令和6年3月31日まで）

表1 広島市

	測定地点数	超過地点数	超過範囲（ng/L）
河川	6	1	53
地下水	5	0	—
合計	11	1	—

表2 東広島市

	測定地点数	超過地点数	超過範囲（ng/L）
河川	30（延べ32）	10	4,000～140
地下水	69	15	15,000～80
合計	99（延べ101）	25	—

(2) 環境モニタリング調査（継続監視）

ア 河川水

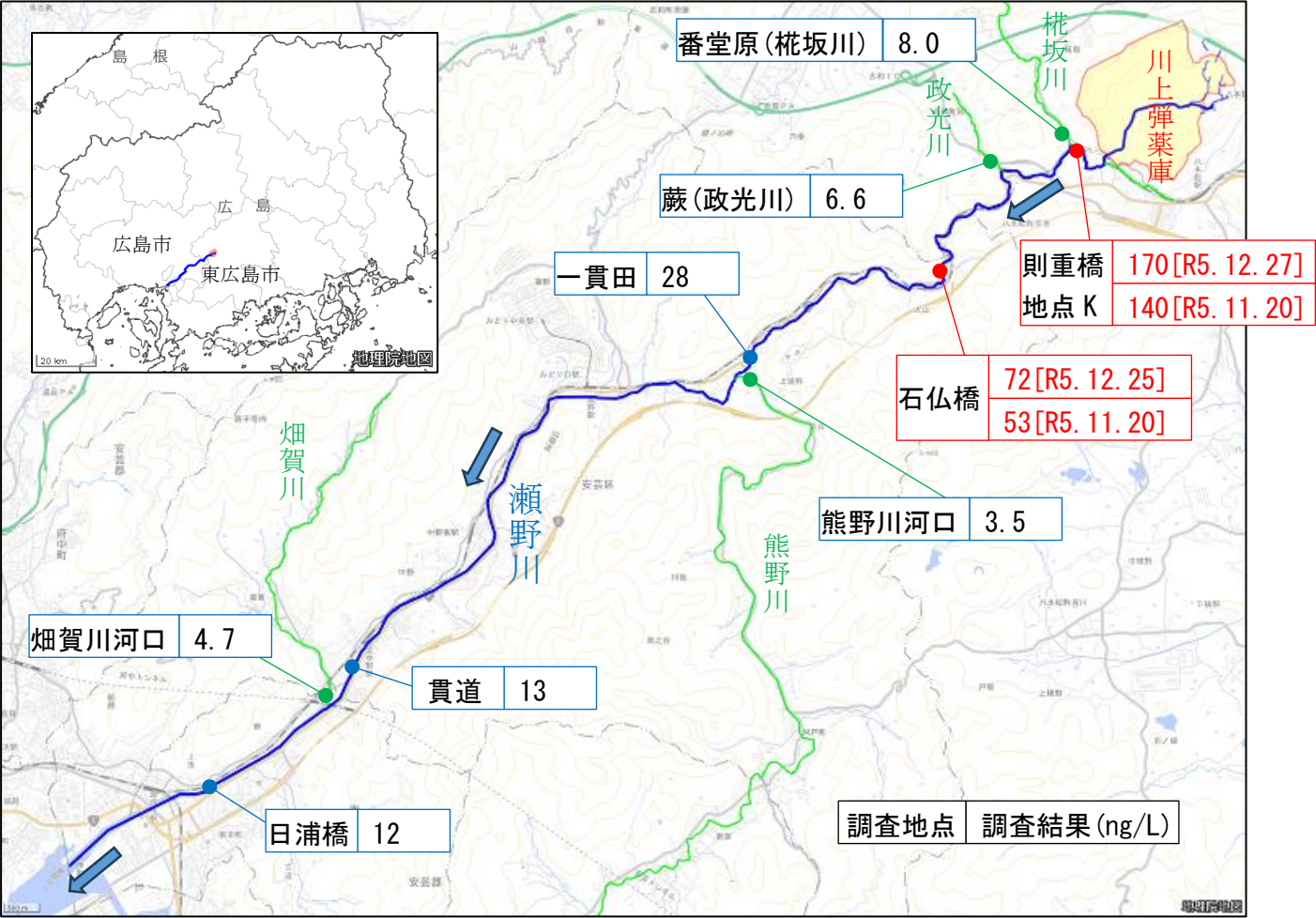
5地点を2か月に1回測定

イ 地下水

令和6年度第2回環境調査検討委員会の意見を基に検討中

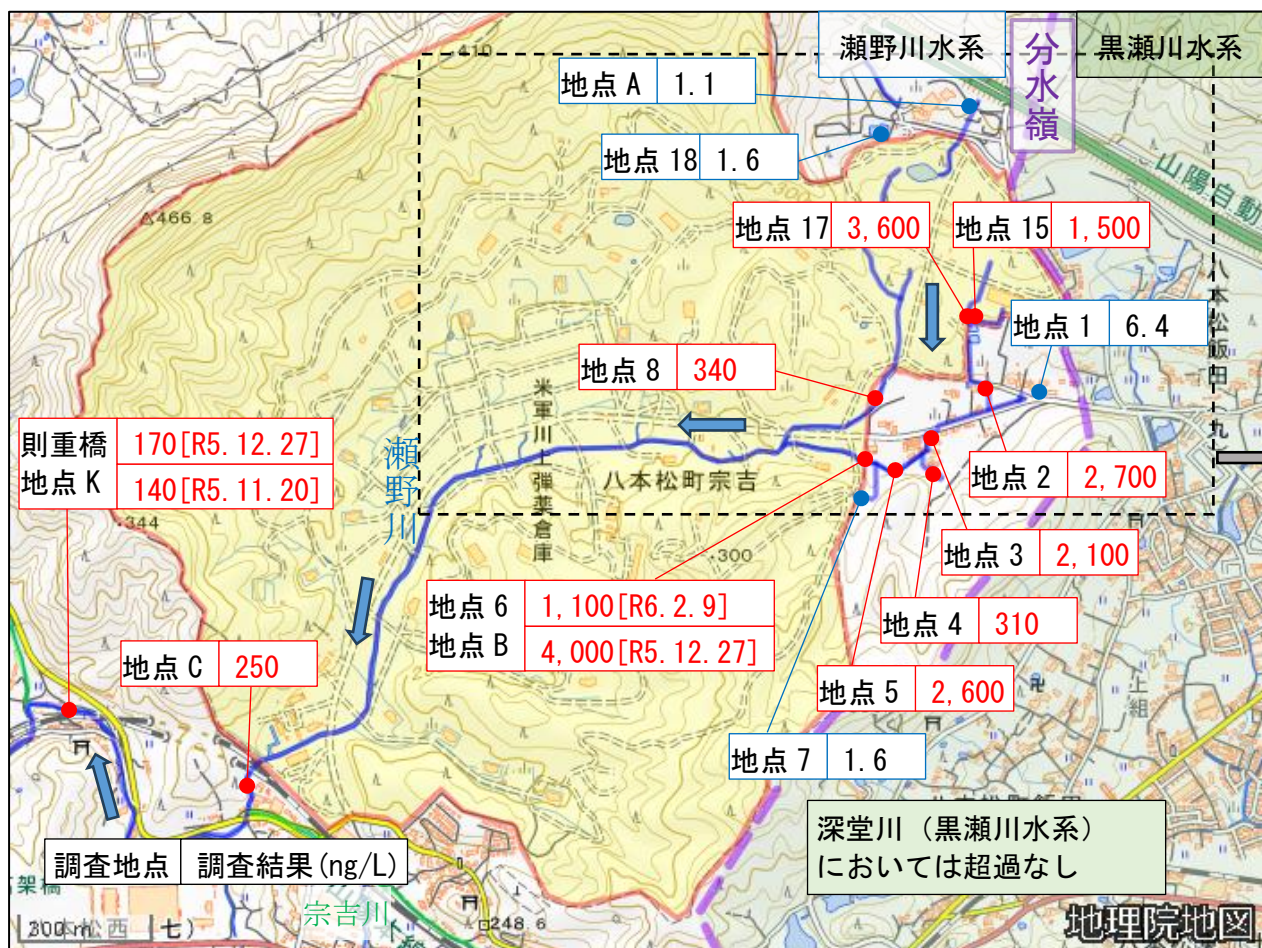
(3) 発生源及び影響範囲の把握のための環境調査結果 (令和6年3月31日まで)

図1 調査地点及び調査結果【河川(瀬野川下流域)】



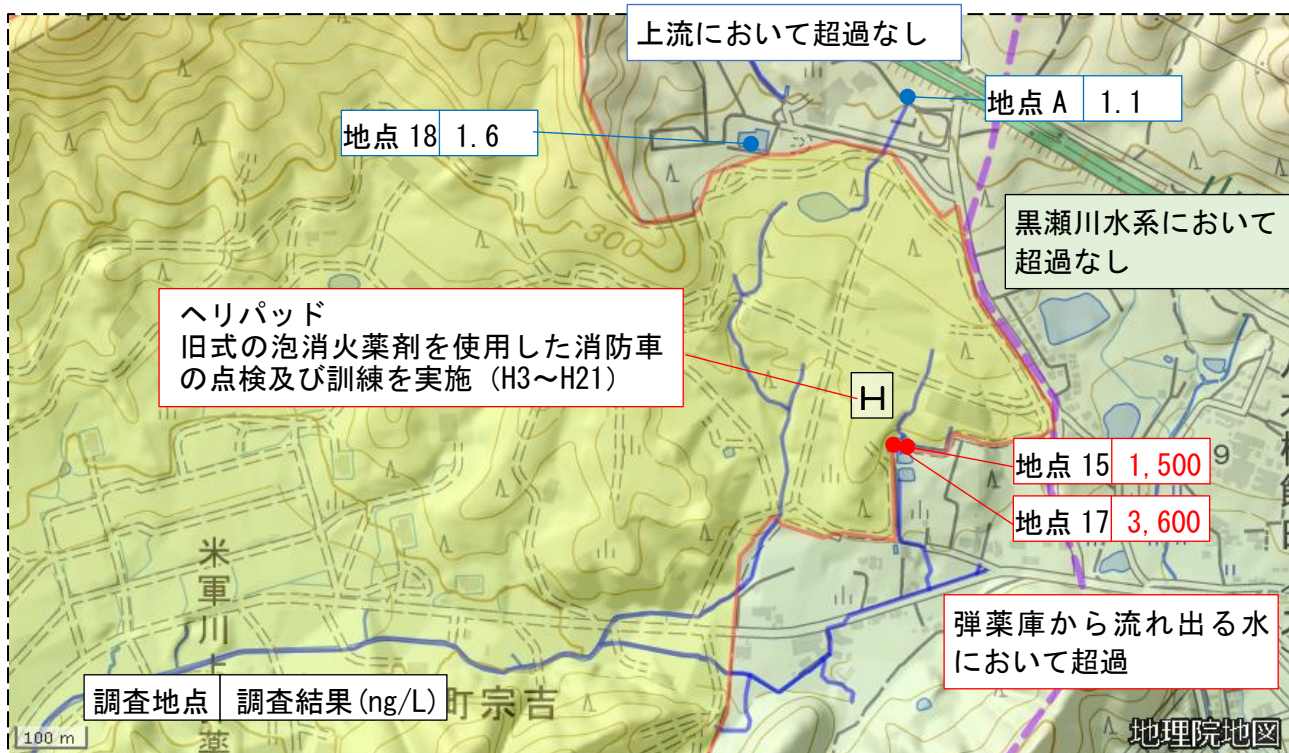
電子地形図 (国土地理院) を加工して作成

図2 調査地点及び調査結果【河川（瀬野川上流域）】



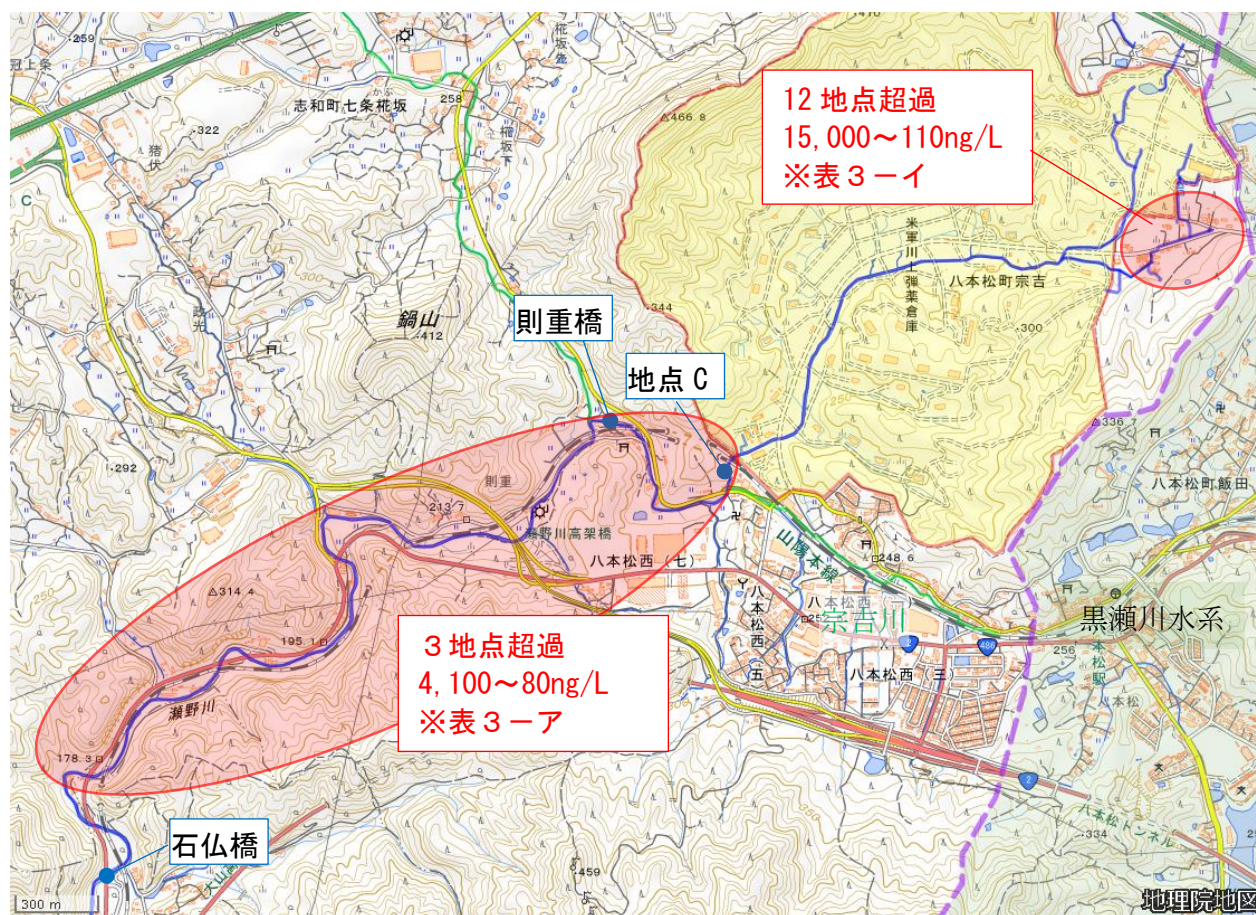
電子地形図（国土地理院）を加工して作成

図3 拡大図【河川（瀬野川上流域）】



電子地形図（国土地理院）を加工して作成

図4 調査地点及び調査結果【地下水】



電子地形図（国土地理院）を加工して作成

表3 地下水からの検出状況（暫定指針値超過）

PFOS 及び PFOA の合算値	
ア	イ
80 ng/L	110 ng/L
1,600 ng/L	330 ng/L
4,100 ng/L	870 ng/L
	1,300 ng/L
	1,300 ng/L
	3,800 ng/L
	4,100 ng/L
	4,500 ng/L
	6,100 ng/L
	6,600 ng/L
	7,500 ng/L
	15,000 ng/L
計 3 地点	計 12 地点